



平成28年7月15日発行

広報うき号外を発行しました。生活再建に向けた大切な情報などをお届けします。各世帯に配布するほか、各避難所にも配布しています。これらの情報は市公式ホームページや市情報メールなどで随時お知らせしています。広域避難している人など、この広報紙が届かない可能性のある人をご存じでしたら、周知いただきますようお願いいたします。
なお、次号の広報うき（定期版）は8月1日（月）発行予定です。

豪雨被害の手続きの流れ

住居に被害を受けた

罹災証明書（水害）が申請できます

住居が被災したことや被害の程度を、市が証明する書類です。

申請場所

市役所新館および各支所総合窓口課

受付時間 平日 午前9時～午後4時

※申請受付後、職員が被害現場を確認する場合があります。ご協力をお願いします。その後、受取通知を送付します。

手続きに必要なもの

印鑑（認め印可）、身分証明書（運転免許証など）、罹災状況の分かる写真（できる限り現像してきてください）、委任状（本人または同一世帯の家族以外の方が申請する場合）

お問い合わせ

税務課 ☎32-1487

住居以外（自動車、家財など）に被害を受けた

罹災届出証明書が申請できます

「被災したことの申請」を証明する書類です。罹災の程度については判定しません。即日発行します。

申請場所

市役所新館および各支所総合窓口課

受付時間 平日 午前9時～午後4時

手続きに必要なもの

印鑑（認め印可）、身分証明書（運転免許証など）、罹災状況の分かる写真（できる限り現像してきてください）、委任状（本人または同一世帯の家族以外の方が申請する場合）

お問い合わせ

税務課 ☎32-1487

↓
民間の保険請求や雇用先などで必要な場合に
ご利用ください。

災害見舞金が申請できます

被害状況と見舞金額

被害状況	見舞金額
死亡、または死亡したと推定される時 （災害発生の日から起算して3カ月以内に当該被害を直接の原因として死亡した場合を含む）	5万円
住家が全焼、全壊、または流失した時	3万円
住家が半焼、または半壊した時	1万円
住家が床上浸水した時	1万円

※他の法令で適用を受ける場合は見舞金を受けることができません。

申請場所

社会福祉課、各支所総合窓口課

時間

平日 午前8時30分～午後5時15分

手続きに必要なもの

罹災証明書（水害）、印鑑、
預金通帳の写し

お問い合わせ

社会福祉課 ☎32-1387

損壊家屋の解体撤去補助の最終受け付けを始めます

迅速な復興を図るための特例措置として、損壊家屋（住家・非住家）の解体を補助します。

期間 8月1日（月）～31日（水）
平日 午前9時～午後4時

対象

住家 半壊以上

非住家 市の判定で半壊以上かつ市が生活環境保全上必要と判断したもの

※現地確認、書類審査を行います。全てが補助対象となるわけではありませんのでご了承ください。

手続きに必要なもの

申請書類一式、身分証明書、実印

※詳しくはお尋ねください。

申請前にご確認を

非住家家屋の申請には、次の書類をそろえておく必要があります。申請期限にご注意ください。

- ・「罹災届出証明書」
- ・「市税減免申請書」（課税物件）
- ・「非課税建物の罹災状況の判定依頼」（非課税物件）

申請場所 税務課

時間 平日午前8時30分～午後5時15分

申請期限 7月29日（金）

担当窓口・お問い合わせ

農家倉庫 農政課 ☎32-1641

中小企業（商店）

商工観光課 ☎32-1604

住家・その他（窓口：市役所新館）

衛生環境課 ☎32-1598

空き家（窓口：市役所新館）

空き家担当班 ☎32-1111

6月20日以降に市による解体を希望せず自主解体する場合

対象 早急に解体しないと危険な場合に限りです。

申請期限 7月29日（金）

※8月から市による解体が始まる予定です。申請期限以降は、市による解体のみの受け付けとなります。

※自主解体の受付をせずに解体したものは、補助の対象となりませんのでご注意ください。

6月20日以前に業者と契約、自主解体した場合

解体補助対象物件の把握が必要ですので、最終受付期間に書類がそろわない人は、**8月31日（水）までに**罹災証明書をご持参の上、衛生環境課へ自主解体の現況届の提出をお願いします。届け出がない場合、補助金算定ができませんので、補助の対象とならない場合があります。

住家の瓦の処分を受け付けます

ふき替えを伴わない少量の瓦については、罹災判定に関わらず受け付けします。

受付期間 7月20日（水）～30日（土）日曜除く
午前9時～正午、午後1時～4時

受付場所 衛生環境課窓口 ※搬入場所は受付時にお知らせします。

手続きに必要なもの 罹災証明書もしくは罹災届出証明書、印鑑（認め印可）、身分証明書、搬入量の分かる写真

お問い合わせ

衛生環境課
☎32-1598

災害障害見舞金の申請ができます

お問い合わせ
社会福祉課
☎32-1387

熊本地震により、重度の障がいを受けた人に災害障害見舞金を支給します

支給金額 生計維持者 250万円 その他の者 125万円

申請場所 市役所新館第4会議室

時間 平日午前9時～午後4時

手続きに必要なもの

- ・災害障害見舞金支給調査票 ※申請場所に備え付けています。
- ・印鑑(認め印可)
- ・振込口座の通帳の写し(金融機関名、取引店名、口座番号が印字されたページ)

その他状況に応じて必要なもの

必要な場合	関係書類
すべて(精神障がいを除く)	法別表に規定する障がいを有することを証明する医師の診断書
精神障がいの場合	診断書(精神障がい用)
震災から障がいを受けるまで期間があった場合	「震災により障がいを受けた経緯」(指定の様式に記入) ※申請場所に備え付けています
住所地以外の市町村で障害の原因となる負傷または疾病の状態となった場合	罹災証明書

災害弔慰金の申請ができます

お問い合わせ
社会福祉課
☎32-1387

熊本地震によりお亡くなりになった(関連死も含む)とき、その遺族に対して災害弔慰金を支給します。

受給遺族 配偶者、子、父母、孫、祖父母、同一世帯・同一生計の兄弟姉妹

支給金額 生計維持者が死亡した場合 500万円

その他の人が死亡した場合 250万円

申請場所 市役所新館第4会議室

時間 平日午前9時～午後4時

手続きに必要なもの

- ・災害弔慰金支給調査票兼受領申出書 ※申請場所に備え付けています。
- ・死亡診断書(死体検案書)などの写し
- ・受領する人の身分証明書の写し
(運転免許証などの写真付きは1点、健康保険証、年金証書などの写真なしは2点)
- ・振込口座の通帳の写し(金融機関名、取引店名、口座番号が印字されたページ)
- ・印鑑(認め印可)

上記に加えて状況に応じて必要な書類

必要な場合	関係書類
震災から死亡まで期間があった場合	「震災後から死亡までの経緯」(指定の様式に記入) ※申請場所に備え付けています
住所地以外の市町村で死亡された場合	罹災証明書
遺族の住所地が他の市町村の場合	遺族であることを証明する書類 (戸籍謄本など)

制度の一部変更をお知らせします

お問い合わせ
社会福祉課
☎32-1387

罹災証明の2次申請

当初、罹災証明の2次申請については、「被災者生活再建支援金および義援金の申請をした人は罹災証明の2次申請はできない」としていましたが、上記の申請をした人も2次申請ができるように変更になりました。

該当する場合で、2次申請をご希望の場合は、既に発行した罹災証明書をご持参の上、申請してください。

申請場所 市役所新館

時間 平日午前9時～午後4時

被災者生活再建支援金制度

被災者生活再建支援金の加算部分の「補修」については、「構造耐力上主要な部分の工事を伴うもの」となっていましたが、瓦や壁の修理なども対象に加わりました。

該当する場合は申請をお願いします。

申請場所 市役所新館第4会議室

時間 平日午前9時～午後4時

手続きに必要なもの

罹災証明書、世帯主の預金通帳またはキャッシュカード、工事の契約書(工事内容の明細、図面などが必要となる場合があります)

生活福祉資金 福祉費(住宅補修費・災害援護費)の特例貸付があります

お問い合わせ
市社会福祉協議会
☎32-1316

地震で被災された世帯に、災害を受けたことで一時的に必要なとなる経費について、償還期間(返済期間)などを特例的に延長して貸し付けます。

対象者 低所得者世帯や障がい者世帯、高齢者世帯(日常生活上療育または介護を要する高齢者が属する世帯)

※他の貸付制度を利用できる人は対象とならない場合があります。

貸付限度額

用途	金額
住宅の補修・保全などのための資金	250万円以内
災害を受けたことで臨時に必要なとなる経費(家具什器の買い替えや外壁、納屋補修など)※生活費は除く	150万円以内

申請場所 市社会福祉協議会(不知火支所2階)

時間 平日午前9時～午後4時

※事前に電話でお問い合わせください。

据置期間 貸付の日から2年以内

償還期間 据置期間終了後20年以内

連帯保証人 原則として1人必要

貸付利子 無利子(連帯保証人ありの場合)

※連帯保証人なしの場合は1.5%

手続きに必要なもの

住民票謄本(全部記載)、所得証明書、課税証明書、罹災証明書、見積書など

※資金の用途により提出書類が変わります。

速報 住まいの確保に向けて～「災害救助法」が弾力運用されます

地震による当面の住まいの確保について、災害救助法が弾力運用されることになりました。詳しいことについては国や県で調整中のため、**決定次第あらためてお知らせします。**

応急修理制度

新たに加えられる対象

住家が半壊以上で、居住可能なスペースを確保するため修理などを行う納屋・倉庫など
※未精算の案件のみが対象になります。

お問い合わせ

都市整備課 ☎32-1694

応急仮設住宅制度

新たに加えられる対象

住家が半壊以上のため、住家と同じ敷地内に設置し居住するユニットハウス、コンテナハウス
※生業上の理由により自宅を離れることができない場合などに限られます。

お問い合わせ

高齢介護課 ☎32-1406